

平成31年3月
川口信用金庫

「後見支援預金」のお取扱いについて

当金庫は、平成31年4月1日（月）より「後見支援預金」の取扱いを開始します。「後見支援預金」は成年後見制度をご利用されている方の預金のうち、日常的な支払をしない金銭を家庭裁判所の「指示書」に基づき、管理するための口座です。

記

1. 名 称 後見支援預金（普通預金・決済用普通預金）
2. 取扱い開始日 平成31年4月1日（月）
3. 利用対象者 個人のお客様で家庭裁判所より「指示書」の発行を受けた方がご利用になれます。
4. 主な特徴
 - ・ 預入・払戻ともに家庭裁判所の「指示書」が必要です。
（口座開設店窓口のみの取扱いとなります）
 - ・ 総合口座の取扱いはできません。
 - ・ 預入金額 1円以上 預入単位 1円。
 - ・ キャッシュカードは発行いたしません。
 - ・ 公共料金等の自動引落、給与・年金・その他振込等の自動受取はできません。
 - ・ インターネットバンキング契約はできません。
 - ・ 通帳によるATMでのご利用はできません。
（窓口でのお取扱いに限定）
 - ・ 現金でのお支払いはできません。
（後見人が別途管理する生活口座へ振替）
 - ・ 口座維持手数料は掛かりません。

※詳しくはお近くの営業店にお問合せください。